

ステップアップカフェ運営事業仕様書

1 事業名

ステップアップカフェ運営事業

2 事業の目的

県では、県民や企業の障がい者雇用に対する理解促進の取組の一つとして、平成26年度から県総合文化センター「フレンテみえ」にステップアップカフェ（以下「カフェ」という。）を設置し、民間事業者と協定を締結し、カフェ運営事業を実施しています。

現在、カフェ運営事業を実施している民間事業者との協定書の有効期間が令和5年3月31日で満了となることから、設置のきっかけとなった三重県障がい者雇用推進協議会の意見を参考に、事業継続について検討したところ、県民や企業に障がい者とともに働くことをわかりやすく伝えるには、様々な障がい特性に応じた業務や職員同士の連携を必要とするカフェ運営事業が適切と判断し、令和5年4月以降も引き続きカフェ運営事業を継続することとしました。

このため、カフェ運営事業の基本的な考え方であるビジョンやコンセプトの実現に向けて、令和5年4月以降カフェ運営事業を実施する民間事業者の募集を行います。

3 事業の概要

下記5に基づき、次の業務を実施します。（各業務の詳細は、下記7参照）

- (1) 障がい者が働くカフェの運営に関する業務
- (2) 県民や企業への障がい者雇用の理解促進に関する業務
- (3) 障がい者のスキルアップに関する情報発信業務
- (4) 障がい者雇用にかかる新しい仕組みづくりに関する業務
- (5) 情報発信に関する業務
- (6) 施設の維持・管理に関する業務
- (7) 前各号に掲げる業務のほか、県が運営上必要と認める業務

4 実施期間

令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）まで

5 カフェの運営に対する基本的な考え方

以下のビジョンと基本コンセプトを基に、カフェを運営します。

(1) ビジョン

障がい者が希望や能力、適性を生かして働き、ともに社会の一員として働きがいを感じる仕事をするのが当たり前の社会の実現をめざして、障がい者が働くことの新しい可能性を、障がい者、県民、企業などが一緒に見つける場、きっかけを提供する場としてカフェを運営する。

(2) 基本コンセプト

① 「出会う」

様々な人が共に働く魅力あるカフェの取組を広く情報発信し、障がい者のスタッフが働く希望や能力を生かし、働きがいを感じる姿や障がい者と一緒に働く人

の姿に障がい者本人を含めた県民や企業など多くの人が「出会う」ことにより障がい者雇用への理解を促進する。

②「深める」

カフェにおいて実習や視察を積極的に受け入れるとともに、障がい者が活躍するためのノウハウや、多様な関係者と連携することにより集まる情報を発信・提供し、障がい者とその家族や企業、支援機関などの関係者が交流することで「障がい者雇用」にかかる経験、知識、ノウハウを「深める」。

③「広げる」

カフェという場面を通じて、関係者と連携し、新しいビジネスや価値の創出につながるための新しい仕組みやツール、様々な働き方などにチャレンジすることにより、障がい者が働くことの可能性を「広げる」。

6 カフェが入居する物件の概要

- | | |
|--------|---|
| (1)所在地 | 三重県津市一身田上津部田1234番地 |
| (2)建 物 | 三重県総合文化センター 男女共同参画センター
「フレンテみえ」1階 |
| (3)面 積 | カフェスペース：屋内スペース約90㎡、屋外テラス約50㎡
(うち占有面積 屋内スペースの厨房スペース29.26㎡)
その他(全て占有面積)：倉庫4.56㎡、更衣室2.49㎡
(詳細は、【別添1】を参照してください。)
※提案内容によって県及び三重県総合文化センターの指定管理者(以下「指定管理者」という。)との協議のうえ、修正する場合があります。 |

7 事業の内容

事業の内容は、次のとおりとします。

- (1) 障がい者が働くカフェの運営に関する業務
カフェにおける飲食サービスの提供、宅配弁当、ケータリングサービス(会議室、楽屋等への出前等)やワゴンサービス(イベント時等)など、周辺施設と連携した事業を実施する。
- (2) 県民や企業への障がい者雇用の理解促進に関する業務
県民や企業への障がい者雇用の理解促進に繋げるための取組を企画し、年1回以上、実施する。また、企業や団体と連携した取組や、県等と連携したイベントを実施する。
- (3) 障がい者のスキルアップに関する情報発信業務
カフェでの障がい者雇用を通じて、障がい者のスキルアップと定着支援に取り組み、そのノウハウをカフェの見学受入れや研修会の実施等を通じて、県内企業に提供する。
- (4) 障がい者雇用にかかる新しい仕組みづくりに関する業務
県が新たに取組もうとするICTの活用や柔軟な勤務形態など障がい者の働きやすい仕組みについて、独自の提案も含め、カフェでの試験的な導入と効果、課題の検証及び県内への普及について協力する。
- (5) 情報発信に関する業務

カフェの取組を広くメディアやSNSを活用して、情報発信することで、集客を図るとともに、県民の障がい者雇用の理解を深める。

(6) 施設の維持・管理に関する業務

(7) 前各号に掲げる業務のほか、県が運営上必要と認める業務

8 運營業務の実施条件

(1) 経費の負担等

経費負担については以下のとおりとします。

① 県が負担する費用

なし

(ただし、運營業務に関し、県が企画した事業を運營業業者が実施する場合に要する経費は県が負担します。)

※県が設置した設備が老朽化に伴い使用できない場合などは別途協議するものとし、予算の範囲内で対応することとします。

「県が設置した設備」とは、平成26年度にカフェ開設に伴い設置した設備(厨房設備・給排水設備・空調換気設備・電気設備)です。

備品の詳細は【別添2】を参照してください。

② 運營業業者が負担する費用

(原則として、前記「県が負担する費用」以外の費用)

- ・三重県総合文化センター条例に基づく施設の利用率
三重県総合文化センター条例に基づき、施設の利用率を指定管理者に支払っていただきます。なお、金額は占有スペースの面積【別添1】に応じて算定されます(新型コロナウイルス感染症の影響で来館者数が減少したことから、家賃の割引が実施されています。詳細はお問い合わせください。)
- ・運營業業者が独自に必要と判断した備品・什器等の整備に要する経費
- ・商品の仕入れ経費、人員の雇用経費、売上データや在庫管理ができるPOSレジなどの運営経費
- ・運營業業者が主体的に運営に供する部分の施設・設備等(県が無償貸与する備品【別添2】を含む)のメンテナンス、設備法定点検に要する経費
ただし、次の項目については指定管理者がメンテナンス、設備法定点検を実施し、運營業業者が費用を負担します。
 - ア 設備メンテナンス費
 - イ 改正フロン類法関連
 - (ア) 業務用エアコン 1式 (室内機2台、室外機1台)
 - (イ) 冷蔵庫 1台
 - (ウ) 冷凍庫 1台
 - (エ) 冷凍冷蔵コールドテーブル 2台
 - (オ) 冷蔵ショーケース 2台
 - (カ) 製氷機 1台
- ・運營業業者が主体的に運営に供する部分の光熱水費、清掃費、廃棄物処理費、殺虫殺鼠費などの一般経費
- ・運營業務に必要な消耗品費

(2) 運営費等の取扱い

運営事業者が運営業務を実施するにあたり、県から運営事業者に対し、運営費は支払わないものとします。

なお、運営業務による利益は運営事業者に帰属するものとします。

(3) 内装等工事の実施の有無

令和5年度からの運営にあたり、本仕様書の公示時点において、県による内装等工事の実施予定はありません。また、設備等についても新たに整備する等の予定はありません。ただし、破損等により緊急に措置を講じる必要が生じた場合はこの限りではありません。

(4) 事業年度

運営業務の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する期間とします。

(5) 営業日・営業時間

営業日は、三重県総合文化センターの開館日とします。なお、県総合文化センターの休館日は、月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日でない日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日です。
※このほか別に休館日が定められる場合があります。

また、営業時間は9時から21時の間で営業時間の設定をお願いします。

(6) カフェで提供するメニュー

カフェで提供するメニューは、来場者【別添3】のニーズを満たすメニュー提供及び価格設定としてください。さらに、提供予定品目の主なものに障がい者が就労する企業や障がい者就労支援事業所等が製作した材料を積極的に取り入れるよう配慮してください。また、障がい者スタッフが幅広い業務に参画できるよう工夫したメニューを提供してください。

なお、設備の関係上、火気器具（ガスコンロ、バーナー等）を使用した調理は行えません。

(7) 適正な人員配置

運営業務を適切に実施するため、次の各号に定める人員を配置するとともに、障がい者ととも働くことに関する知識習得を図るため、必要な教育訓練を計画的に実施することとします。

- ・ 運営マニュアルの作成、障がい者スタッフの雇用管理マニュアルの作成、県との調整などを行う業務総括責任者とそれを補佐する副責任者。なお、営業時間中は両責任者または一方が店舗内に常駐してください。
- ・ 業務に必要な資格である食品衛生責任者の資格を取得している者を配置してください。
- ・ 運営事業者本社内に、常時連絡を取れる担当者を配置してください。
- ・ 障がい者を雇用するとともに、厨房業務、接客業務等を適切に行うために必要な人員を確保するとともに、障がい者と共に働くことに関して理解があり、指導支援を行うことのできる人員を配置してください。
- ・ 勤務時間、賃金等については、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令を遵守してください。
- ・ カフェで勤務するスタッフの障がいについて理解するとともに支援スキル

を高めるための研修などを実施してください。

(8) 運營業務の実施にあたっての基本的な要件

運営事業者が、運營業務を実施するにあたっての基本的な要件は以下のとおりとします。

- ・物品販売及び飲食の提供に関する関係法令、監督官公庁の指導事項を遵守し、品質管理、衛生管理及び感染症対策の徹底を図ること。
- ・飲食店営業等運営に必要な販売許可・免許の取得、届出等の必要な手続きをとること。
- ・商品事故等の未然防止、事故発生時の対処、損害賠償に係る対応を行うこと。
- ・不測の災害事故等に備え、自己の負担で必要な火災保険契約及び各種損害保険契約を締結し、協定締結期間中これを継続すること。
- ・地震等の大規模災害発生時には、施設管理者の指示に従い、来客及びスタッフの避難誘導を適切に行うこと。また、日頃からスタッフに対し防災意識の高揚に努めること。
- ・運営事業者が主体的に運営に供する部分以外に保管場所等が必要となった場合は、自己の負担で入居物件以外の場所を確保すること。
- ・個人情報保護法及び三重県個人情報保護条例を遵守するなど、個人情報の管理に留意すること。
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。また、ユニバーサルデザインを意識した運営に留意すること。
- ・省エネルギーを徹底し、温室効果ガスの排出低減、廃棄物の抑制・適正処理に努めるとともに、リサイクルの推進、環境負荷低減に資する製品・サービスの調達（グリーン購入）に努めること。
- ・感染拡大予防ガイドラインを遵守し、必要に応じて、アクリル板の設置または座席間隔の確保、手指消毒の徹底、マスク着用の呼びかけ、換気の徹底などの対策を講じるとともに、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の認証を受けるなど、利用者が安心して飲食できる環境づくりに努めること。

(9) 県及び指定管理者との協議・調整

ア カフェの詳細な事業内容や運営方法等については、運営事業者決定後、県及び指定管理者と協議しながら詳細な検討を進めることとしており、こういった協議への参画と協議結果に対応いただくことを条件とします。

イ 運営事業者は、6（2）の運營業務の①から⑤を実施するにあたっては、具体的な実施方法及び実施スケジュールについて、県と協議することとし、毎事業年度、運營業務及び自主的に実施する業務に関する事業概要、事業の実施スケジュール、その他県の指定する内容を記載した事業計画書を作成し、県に提出するものとします。

また、毎月の運營業務の売上、利用者数、その他指定管理者が指定する内容を記載した事業実施報告書を翌月末までに指定管理者に提出してください

加えて、事業の利用者数及び障がい者スタッフの毎月の雇用管理報告についても所定の様式により翌月10日までに県に報告してください。

ウ カフェの効果的・効率的な運営と、県と運営事業者及び県が指定する関係者

間の調整並びに連携強化を図るため、連絡会議を定期的を開催します。

エ 食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または顧客から苦情があった場合は、運営事業者が責任をもって処理するとともに、県及び指定管理者に対してその内容を報告してください。

オ 運営事業者は、県が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、県及び市町・団体等関係者が実施する事業に協力して運營業務を実施するものとします。

カ 現在の運営に関する県と運営事業者との協定書の有効期間の満了に伴い、新たに次期運営を実施することとなった運営事業者は、実施が決定した直後から、運營業務の円滑な引継ぎに向けた協議に加わるとともに、その協議結果に対応するものとします。

なお、商品の入替、改装、レイアウト変更等に伴い、やむなく物品販売や飲食に関する業務等について休止期間を設けることとなった場合、その期間は最小限にとどめるものとします。

キ その他協議及び事業への協力について

運營業務の実施にあたっては、提案事項を基本とします。ただし、提案内容のうち、県との協議によりそのまま実施することが困難又は適当でない認められる場合は、提案内容を変更したり実施しないこととする場合があります。

なお、本仕様書に定めのない事項が生じた場合等も含め、県と協議しながら進めるものとします。